

齊明天皇七年春正月七日の印南

—『萬葉集』卷第一「中大兄三山歌」考—

川上富吉

一、はじめに

『萬葉集』卷第一、雑歌部の中、「後岡本宮御年天皇代」、つまり齊明天皇代の作品として、

中大兄なかのおおえ 近江宮に天の下治めたまひし天皇みかどの三山の歌

香具山かぐやまは 畝傍うねびををしと 耳梨みみなしと 相争あひあそひき

神代かみよより かくにあるらし

古昔いにしへも 然しかにあれこそ

うつせみも 妻つまを 争あそふらしき(1・113)

反歌

香具山と耳梨山とあひし時立ちて見に來し印南国原(1・114)

わたつみの豊旗雲に入日射し今夜こよひの月夜つきよに照りこそ(1・115)

右の一首の歌は、今案いまあふるに反歌に似ず。ただし、日本此の

歌を以ちて反歌に載す。故に、今なほ此の次に載す。また、

紀に曰はく、「天豊財重日足姫天皇の先の四年乙巳に天皇を立

てて皇太子となす」といへり。

の印南の浦で陸地と海洋を隔目しての詠とみられるから、「113」も同時同所の詠とみることができる。では、その時期はいつかといえは、齊明紀六年(六六〇年)条に、

是の歳に、百濟の為に新羅を伐たむと欲して、乃ち駿河国に勅して船を造らしむ。已に訖りて、統麻郊に挽き至る時に、其の船、夜中に故無く艫舳相反れり。衆終に敗れむことを知りぬ。科野国の言さく、「蠅群れて西に向ひ、巨坂を飛び踰ゆ。大きき十圍許、高さ蒼天に至れり」とまをす。或いは、救軍の敗績れむ怪、といふことを知る。童謡有りて曰く、

まひらくつのくれつれをのへたをらふくのりかりがみわたとのりかみをのへたをらふくのりかりが甲子とわよとみをのへたをらふくのりかりが(紀122)

といふ。

とあり、翌七年(六六一年)春正月条に、

七年の春正月の丁酉の朔にして壬寅に、御船西に征きて、始めて海路に就く。

甲辰に、御船、大伯海に至る。時に大田姫皇子、女を産む。仍

という長歌一首短歌二首の一群の作品がある。「立ちて見に來し印南国原(114)」・「わたつみの豊旗雲に入日射し(115)」とあって、播磨

りて是の女を名けて、大伯皇女と曰ふ。
庚戌に、御船、伊予の熱田津の石湯行宮に泊つ。熱田津、此には備後松豆
といふ。

とあることから推して、「壬寅（六日）」と「甲辰（八日）」の間の「癸卯（七日）」、印南の浦（印南川、現、加古川の西部、高砂市周辺）での詠と
いうことになる。それは、百濟再興のために新羅征討の軍旅の途次の詠
ということになる。

この「三山の妻争い」は、中大兄皇子が額田王をめぐって大海人皇子
と争つたものとする伴信友の提唱以来の通説を、古代文献上の妻争い伝
承を検証することによって、否定することと、播磨国印南で歌われたこ
との必然性を、神功皇后伝承との関わりにおいて考察してみたいと思う。

一、「三山歌」研究史と神堀忍「三山歌の背景」

この「三山歌」研究史上、神堀忍「三山歌の背景」（『埴田教授
喜寿記念論文集』上代
の文学と言語（昭49年11月）は画期的な論考であるが、私見によれば、
何故か、研究史上、取りあげられることがない。わずかに、拙編『古代
詩 万葉とその周辺』（昭51年3月）の天智天皇の（参考I）に皇極紀三
年正月条の蘇我倉山田石川麻呂の長女をめぐる中大兄の妻争い記事を挙げ、
主要な（研究文献）四編の中に示したのと、稲岡耕二編『別冊国文学
万葉集必携』（昭54年5月）の万葉集研究史、歌人別の「天智天皇」の項
（大畑幸重執筆）に、

三山歌の背景に、通説とは異なる身狭臣との婦争いをみる神堀忍
「三山歌の背景」（『上代の文学と言語』（昭四九）の新説もある。

と紹介されただけで、以後、『万葉集必携II』（昭56年12月）の「中大兄
の三山歌」（秋本吉徳執筆）「研究史と今後の課題」に言及なく、大久間
喜一郎・森淳司・針原孝之編『万葉集歌人辞典』（昭57年3月）の「天智

天皇」の項（森淳司執筆）・『研究資料日本古典文学⑤万葉・歌謡』（昭
60年4月）にもない。森淳司編『万葉集研究入門ハンドブック』（昭63年
2月）の作品研究編の「中大兄三山歌」の項（菅野雅雄執筆）に参照論
文として題目のみで言及なし。小野寛・桜井満編『上代文学研究事典』
（平8・5）にもない。『セミナー万葉の歌人と作品 第一巻 初期万葉
の歌人たち』（平11年5月）の「中大兄の三山歌」の項（神野志隆光執筆）
にもなく、巻末の文献目録にもない。通説を糺す新説を排除して、通説
内の不毛な論考が量産されてきた憾みがある。おそまきながら、神堀
説の驥尾に付して、いささかの私見を述べてみることにしたい。

神堀説の要点を私なりに抜粋してみると次のようになる。傍線は、
川上

一、中大兄自身の妻争いの敗者の体験

皇極紀三年正月条の、婚約者の蘇我倉山田石川麻呂の長女を、婚儀の夜、
同族の身狭臣に偷まれたという事実。

二、中大兄が三山歌の中で三山について述べた部分は、長歌では「香
具山は 畝傍ををしと 耳梨と 相争ひき」であり、反歌では「香
具山と 耳梨山と あひし時」だけであることに注目し、長歌の第
二句「畝傍ををしと」については、「ををし」を「を惜し」「を愛し」
とみるか「雄々し」とみるかの論はしばらく措くとするも、要する
にその主体は香具山であり、畝傍山の帰趨をめぐって耳梨山と闘争
した、ということ述べているにすぎない。

三、長歌のきり拓いたものについてみるに、伝承の世界では単なる山
の争闘であつたものを現実の妻争いに結びつけたところに、中大兄
の独自の解釈と文学的発想の新しさを見出す。ここに、この作品の
魅力の根元があると思う。特に、香具山を主体にして三山の関係を
説くことは、香具山を祭政上重要視する天皇家の正統的な考え方を
表わしたもので、舒明の正当な後継者中大兄にふさわしいものと思
う。

四、中大兄個人にかかわる問題をふまえたうえで、西征という当面の大目的に注目しなければならぬ。大和三山の争いは、とりも直さず新羅・高句麗・百済の三国鼎立する朝鮮の争いをもふまえていないとどうしていえるのか。かつて、大和が乱れ、三山が相争っていたとき、はるかに出雲から阿菩大神が大和を見ようとして来たように、いま、百済に要請されて救援に赴くのは、実は中大兄自身なのである。

百済はすでに滅び、その国土は新羅や唐の支配を受けていた。つまり、百済はすでに新羅や唐に従属し、その妻のようになってしまっていたのである。わずかに山城に拠った百済の遺臣鬼室福信らがゲリラ的抵抗を試みていたにすぎなかった。このような困難な情勢の中で、あえて出兵を断行する中大兄の胸中には、実にさまざまな政治的な思惑や決意、さらには、過去の闘争のあれこれが去来していた、と思われる。老年の斉明女帝の筑紫西幸を要請したのも、推古朝の征新羅計画にはみられないところであって、明らかに神功皇后の故事を意識した大西征を意図していたことが知られよう。

右の中、古代文献にみられる「妻争い」伝承を検討してみると、さらに、神功皇后の新羅親征伝承の問題を考えてみることにする。

三、「神代」・「古昔」の「妻争い」について

「長歌（一三）」に、「神代より」・「古昔も」・「うつせみも」、「婦を争ふ」とあることについて、『全注』は、「神代」と「古昔」を「古」という同時代の言い換えと見ているが、「神代」と「古昔」と「現代」ということであって、たとえば、『古事記』が「上・中・下」の三巻からなり、上巻に「神代」、中巻に神武天皇から応神天皇まで十五代、下巻に仁徳天皇から推古天皇まで十八代の歴史が収められていることを参考とすれば、「神代」と「古昔」は別の時代であり、「古昔」はさらに、「中・下」

巻のように「遠い昔」と「近い昔」という認識があったものとしてよいであろう。とすれば、記・紀における「神代」と「古昔」の「妻争い」について見てみる必要があるであろう。

「神代」のものとしては、『古事記』上巻に、大国主神が兄弟の八十神と因幡八上比売を争う話がある。この話は、因幡八上の地（Ⅱ国、ともに「くに」）の占有（領有）権と、さらには須佐能男命（とその娘須世理比売）の助力を得て、八十神をしりぞけ出雲国の支配権を掌握したというものであり、「妻争い」即「国占め争い」ということである。

「古昔」のものとしては、「中巻」景行天皇条に、天皇が、三野国造祖大根王の女兒比売・弟比売を後宮に納れようとして皇子大碓命を遺す。大碓命はこの姉妹を自分のものとし、別人を天皇にさしだしたが、大碓命は弟小碓命（日本武尊）によって惨殺されてしまう。この話も、天皇と皇子大碓命との三野国領有の「妻争い」即「国占め争い」ということである。

「中巻」応神天皇条に、天之日子の子孫、伊豆志袁登売神をめぐる八十神および兄秋山之下氷丈夫と弟春山之霞丈夫の争い話がある。弟の春山が女神を妻とすることに成功し、兄の財産をも獲得するというもので、「妻争い」即「国占め争い」ということである。これは「神代」のこととしてよいであろう。

「下巻」仁徳天皇条に、天皇が弟速総別王と庶妹女鳥王を争う話がある。速総別王が女鳥王を妻としたが、女鳥王は夫の速総別王に謀反をそそのかし、天皇の知るところとなり、速総別王は殺される。この話も、「妻争い」即「国占め争い」（この場合は王権争い）である。

「下巻」履仲天皇条に、同母弟墨江中王との皇位継承の争いの物語があり、その始終は『日本書紀』卷十二、履仲天皇即位前紀にある。皇太子の婚約者である羽田矢代宿禰の女黒媛を住吉仲皇子が奸けたことから争いとなり、住吉仲皇子は次弟瑞齒別皇子（反正天皇）によって殺される。この話も「妻争い」即「国占め争い」（この場合も王権争い）である。

「下巻」清寧天皇条に、袁祁命（顕宗天皇）の即位前の出来事として、

袁祁命の求婚者の相手、菟田首等の女大魚をめぐって、平群臣志毘と争い、志毘臣は殺される。この話も、「妻争い」即「国占め争い」（この場合も王権争い）であると見られる。この類話は、『日本書紀』卷十六、武烈天皇即位前紀にある。皇太子が大臣平群真鳥臣の子の鮪と、物部鹿鹿火大連の女影媛を争い、鮪は殺される。この話も「妻争い」即「国占め争い」（この場合も王権争い）である。

なお、『播磨国風土記』賀毛郡条に、

玉野の村あり。所以は、意美・袁美二はしらの皇子等、美囊の郡の志深の里の高野の宮に坐して、山部の小楯を遣りて、国の造許麻の女、根日女の命を誂ひたまひき。ここに、根日女、巳に命に依り訖へき。尔時、二はしらの皇子、相辞びて娶ひたまはざりき。日を逕る間に、根日女、老いて長逝にき。時に、皇子等、大く哀しび、すなはち小立を遣りて、勅云りたまひしく、「朝日夕日の隠るはぬ地に、墓を造りてその骨を蔵め、玉以て墓を饗らむ」とのりたまひき、故れ、縁りて、この墓を玉丘と号け、その村を玉野と号く。

とあって、「意美（仁賢天皇）」と「袁美（顕宗天皇）」兄弟が、播磨国造許麻の女根日女を共に求婚したが、互いに譲り合っている中に、根日女が死んでしまうという話で、一種の「国占め・妻争い」の伝承である。次に、『万葉集』にみえる「妻争い」としては、

真間の手児奈（3・四三二〜四三三）（9・一八〇七〜一八〇八）

（14・三三八四〜三三八五）

葦屋の菟原処女（9・一八〇一〜一八〇九）（一八〇九〜一八一一）（19・四

二二〜四二二）

桜児（16・三七八六〜三七八七）

縷児（16・三七八八〜三七九〇）

があるが、「真間の手児奈」伝説は遊行女婦であって、多くの男が独占す

るために争ったという伝承もないので、「妻争い」から除外してもよいだろう。

「菟原処女」・「桜児」・「縷児」をめぐる「争い」は、いずれも古伝承をもとにしたものと推定できるので、「妻争い」即「国占め争い」であつた可能性は高いであろう。

この中、「縷児」伝承では、「耳成の池（二七八八）」とあって、大和三山の一つ「耳成（梨）山」周辺の池とし、「山縷の子（三七八九）」、「玉縷の子（三八九〇）」とあることから巫女とみれば、これは明らかな国占め争いであり、具体的には「水争い」であつた可能性を認めることができよう。

「水争い」については、『播磨国風土記』揖保郡条に、

美奈志川。美奈志川と号くる所以は、伊和の大神のみ子、石竜比古の命と妹石竜比売の命と二はしらの神、川の水を相競ひたまひき。妖の神、北の方越部の村に流さまく欲りし、妹の神、南の方泉の村に流さまく欲りたまふ。その時、妖の神、山の岑を踏みて流し下しき。妹の神見て、非理と以為すすなはち指楯以てその流るる水を塞ぎて、岑の辺ゆ溝を闢き、泉の村に流して格したまひき。ここに妖の神、復泉の村の底に到り、川の流れを奪ひて、西の方桑原の村に流さむとしたまひき。ここに、妹の神遂に許さずて、密樋を作り、泉の村の田の頭に流し出したまふ。これに由りて、川の水絶えて流れず。故れ、无水川と号く。

という伝承がある。越部村と泉村との境にある山の泉をめぐり「水争い」をする話である。男神と女神、それは、兄と妹であり夫と妻であるという関係で語られているが、水を守りきった神は泉村の女神であつたという伝承であり、「縷児」もまた、水の女神であつたということであろう。

「葦屋の菟原処女」は、摂津国芦屋（現、兵庫県芦屋市）あるいは摂津国菟原（現、神戸市）の女で、「信太壮士（一八〇二）」は和泉国信太

(現、大阪府和泉市)の男と、「茅渚壮士(四二二)」は和泉国茅渚(現、大阪府堺市、岸和田市付近)の男で、和泉国の男が摂津の芦屋・菟原の地を「国占め」に来て、「妻争い」をしたのであろう。この話に共通の要素を持つ話として、前に引用した『播磨国風土記』賀毛郡玉野村条の根日女をめぐる伝承があり、これもまた「国占め争い」と「妻争い」のセツトされた変型の伝承である。

「桜尾」は、その土地を明らかに知り得ないのであるが、『万葉集』卷三の高市黒人の歌(三七二)および『倭名抄』によれば、尾張国愛知郡作良郷とみることでもできよう。その地をめぐる「国占め争い」と「妻争い」であった可能性はあるといえよう。

さらに、「妻争い」と「国占め争い」がセツトされた伝承を、『播磨国風土記』に拾ってみると、託賀郡条の都麻里と法太里の伝承に、

都麻の里。都多支・比也山・比也野・すほり山・伊也山・阿富山・高瀬・目前・和尔布多岐・阿多加野。土は下の上。都麻と号くる所以は、播磨刀売と丹波刀売と、国を堺ひし時に、播磨刀売、この村に到りて、井の水を汲みて、飲みて云ひし、この水有味しく、といひき。故れ、都麻と曰ふ。

都多支と云ふは、昔、讚伎日子の神、氷上刀売を詠ひき。尔時、氷上刀売、答へて「否」と曰ひしに、日子神、猶し強ひて詠ひき。ここに、氷上刀売、怒りて云ひし、何の故にか吾を」といふ。すなはち建石の命を雇ひて、兵、以て相闘ひき。ここに、讚伎日子、負けて還り去にて云ひし、我はそれ怯き哉」といひき。故れ、都多岐と曰ふ。

法太の里。薨坂・花波山。土は下の上。法太と号くる所以は、讚伎日子と建石の命と相闘ひたまひし時に、讚伎日子、負けて逃げ去くに、手以て葡萄ひ去にき。故れ、葡萄と曰ふ。薨坂は、讚伎日子、逃げ去く時に、建石の命、この坂に逐ひて云ひたまひしく、「今より以後に、更、この界に入る可得し」といひたまひき。すなはち御冠をこの坂に置きたまひき。一家云へらく、

昔、丹波と播磨と、国を堺ひし時に、大々薨をこの土に掘り埋め、国の堺と為しき。故れ、薨坂と曰ふ。

とある。後半部「都多岐」の地名起源説話には、讚伎日子神(男神)が氷上刀売(隣郡の丹波国氷上郡の女神)に求婚し、「否」と拒否されたがさらに強いて求婚したところ、氷上刀売は建石命(男神)を雇って武器を持って相闘い、讚伎日子は負けて播磨国に逃げ帰ったという伝承である。ここに、男からの求婚を拒否する「否み妻」の伝承がある点に留意して、みる必要があることを指摘しておく。また、宍粟郡安師里条に、

安師の里。本の名は、酒加の里なり。土は中の上。大神、此処に喰しましき。故れ、須加と曰ふ。後に、山守の里と号くる所以は、然るは、山部の三馬、任されて里長と為りき。故れ、山守と曰ふ。今名を改めて安師と為すは、安師川に因りて名と為す。その川は、安師比売の神に因りて名と為す。伊和の大神、娶詠せむとしましき。尔時、この神固く辞びて聴さず。ここに、大神、大く臆り、石以て川の源を塞ぎ、三形の方に流し下しましき。故れ、この川に水少し。この村の山に、檜・粉・黒葛、等生ふ。狼・罷住めり。

とある。ここには先に見た揖保郡美奈志川の「妻争い・水争い」と同様の伝承を認めることができる。求婚されてそれを拒否して逃走する伝承は、『出雲国風土記』出雲郡条に、大穴持命が、神魂命の子、綾門日女命に求婚したところ、その女神は宇賀郷に逃げ隠れた話・景行紀四年正月条に、景行天皇が美濃の八坂入彦皇子の女弟媛に求婚したところ、その弟媛は竹林に逃げ隠れた話・『播磨風土記』賀古郡条に、景行天皇が播磨の丸部臣の始祖比古汝茅と吉備比売との女印南別嬢に求婚に出かけたところ、別嬢は南毘都麻島に逃げ渡ってしまう話・雄略記に、雄略天皇が丸邇佐都紀臣の女袁杼比売に求婚しようとして出かけたところ、比売が金鉏岡に逃げ隠れた話などがあり、逃げ隠れる(「隠ぶ」ところから「隠

「妻」説話とも呼ばれている。いずれも、その「拒み妻・隠び妻」否ひ妻の土地支配（国占め）にかかわる伝承としての意味を持たされているのである。

四、「うつせみ」の「妻争い」について

「うつせみ（現代）」のものとしては、中大兄皇子に直接かわる事件として、『日本書紀』巻第二十四、皇極天皇三年（六四四年）正月条に、

是に中臣鎌子連、議て曰さく、「大事を謀るには、輔有るには如かず。請はくは、蘇我倉山田石川麻呂の長女を納れて妃として、婚姻の昵を成しませむことを。然る後に陳説きて、与に事を計らむと欲ふ。功を成す路、茲より近きは莫からむ」とまをす。中大兄、聞きて大きに悦び、曲に議る所に従ひたまふ。中臣鎌子連、即ち自ら往きて嫌、要び訖りぬ。而るに長女、所期りし夜に、族に偷まれぬ。族は身狹臣を謂ふなり。是に由りて、倉山田臣、憂へ惶り仰ぎ臥して所為を知らず。少女、父の憂へ惶るを怪しびて、就きて問ひて曰く、「憂へ惶ること何ぞ」といふ。父、其の由を陳ぶ。少女の曰く、「願はくはな憂へたまひそ。我を以ちて奉進りたまふとも、亦復晚からじ」といふ。父、便ち大きに悦び遂に其の女を進る。奉るに赤、心を以ちてし、更に忌む所無し。

とある。大化改新という大事の前の政略結婚で、婚約者を他の男（身狹臣）に掠奪された敗者としての体験である。『藤氏家伝上巻（鎌足伝）』に、

中大兄、武蔵の礼なきことを怒り。刑戮を行なはむとす。大臣諫めて曰ひしく、「既に天下の大事を定めつ。何ぞ家の中の小さき過を怨りたまふ」といひき。中大兄、即ち止めたまひき。

とあって、太子中大兄は武蔵（身狹）を殺害しようと思つたが、鎌足の諫言によって止めたということになっているが、これは明らかに、「妻争い」であり「国占め（王権争い）」の当代風の変型である。

また、中大兄事件より後代、天武崩後の大津皇子謀反事件の例を挙げることでもできる。

天武紀下、朱鳥元年（六八六年）八月辛酉条に、

南庭に殯し、即ち發哀たてまつる。是の時に当たりて、大津皇子、皇太子を謀反けむとす。

とあり、持統称制前紀、朱鳥元年冬十月条に、

冬十月の戊辰の朔にして己巳に、皇子大津の謀反けむこと發覺れぬ。皇子大津を逮捕め、并せて皇子大津が為に註誤かえたる直広肆八口朝臣音種・小山下孝伎連博徳と、大舍人中臣朝臣麻呂・巨勢朝臣多益須・新羅沙門行心と帳内礪杵道作等、三十余人を捕む。庚午に、皇子大津を詔語田の舎に賜死む。時に年二十四なり。妃皇女山辺、被髪し徒跣にして、奔赴きて、殉る。見る者皆歎歎く。皇子大津は、天渟中原瀧真人天皇の第三子なり。容止牆岸にして、音辭俊朗なり。天命開別天皇の為に愛まれたまふ。長に及びて、弁しく才学有しまし、尤も文筆を愛みたまふ。詩賦の興り、大津より始れり。

丙申に、詔して曰はく、「皇子大津、謀反けむとす。註誤かえたる吏民・帳内は已むことを得ず。今し皇子大津、已に滅びぬ。従者の皇子大津に坐れるは、皆赦すべし。但し、礪杵道作は伊豆に流せ」とのたまふ。又詔して曰はく、「新羅沙門行心、皇子大津の謀反けむとするに与せれども、朕、加法するに忍びず。飛驒國の伽藍に徙せ」とのたまふ。

とあるが、この皇位継承争いにも「妻争い」が伴っていたことを『萬葉集』によって確認することができる。巻第二、相聞部に、

大津皇子、石川郎女に贈る御歌一首

あしひきの山の雲に妹待つと吾立ち濡れぬ山の雲に (2・107)

石川郎女 和へ奉れる歌一首

吾を待つと君が濡れけむあしひきの山の雲にならまほしものを (2・108)

大津皇子、竊に石川女郎に婚ふ時、津守連通、其の事を占へ露

はずに、皇子の作りましし御歌一首 未詳

大船の津守の占に告らむとはまさに知りてわが二人寝し (2・109)

日並皇子尊、石川女郎に贈る御歌一首 女郎、字を大船兒と曰ふ

大名児を彼方野辺に苅る草の束の間も吾忘れめや (2・110)

とあって、草壁皇太子と弟大津皇子が、石川朝臣の女大名児を争ったことが知られる。紀によれば大津皇子は謀反人として殺される。「王位継承の争い(国占め争い)」と「妻争い」がセットされているのである。

以上、『古事記』・『日本書紀』・『風土記』・『萬葉集』の草壁と大津の石川郎女をめぐるもの等の「妻争い」に共通するのは「覇権確立」の手段の重要な要素であったという点である。争はれる女性は、その国(土地)あるいは氏族を代表するものの娘であり、巫女として土地の神を祀る役割を担う存在であった。

とすると、皇太子中大兄皇子と弟大海人皇子が争ったといわれる「額田王」とは、それ程の家柄が立場にあったのかと言え、現在、知られているその出自や系譜・事蹟からは、巫女的な性格の強い人物であったらしいが、国占めや王位継承争いの際に重要となる人物ではなかったと言えるから、当面歌の妻争いの対象とはならないと断定してもよいであ

らう。

五、神功皇后の新羅親征と印南浦

大和三山の相聞は、仙覚『万葉集註釈』以来、『播磨国風土記』揖保郡上岡里条の、

上岡の里。本は林田の里なり。土は中の下。出雲の国の阿菩の大神、大倭の国の畝火・香山・耳梨の三つの山相聞ふと聞きたまふ。此に諫め止めむと欲して、上り来ましし時に、此処に到るすなはち闘ひ止むと聞かして、その乗らす船を覆へして坐しき。故れ、神の阜と号く。阜の形、覆へしたるに以たり。

というものである。ここでは、三つの山が互いに争ったと伝えるだけで、妻を争ったとは明記していないのである。前節で「妻争い」は、「覇権確率(王権獲得)の争い」と「国占め(土地領有)争い」の一部であったことを確認したが、この上岡里の伝承も、大和における三山の村邑の境界争いか、飛鳥川の水争いなどであった可能性が高いと思われる。

ちなみに、同じ『播磨国風土記』賀毛郡条起勢里の伝承に、応神天皇の時代のこととして、

起勢の里。土は下の中。奥江・黒川。右、起勢と号くるは、巨勢部等のこの村に居みき。仍りて里の名と為す。
奥江。右、奥江と号くるは、品太の天皇のみ世に、播磨の国の田の村君、百八十の村君ありて、己が村別に相闘ひし時に、天皇勅して、この村に追い聚めて、悉皆に斬り死したまひき。故れ、奥江と曰ふ。その血黒く流れき。故れ、黒川と号く。

とあって、百八十の村長が、互いに村邑単位で相闘ったのは、「国占め

の争い」であつたと見るのが順当であらう。後述するが、応神天皇は仲哀天皇と神功皇后の嫡子である。神功皇后の母方の始祖は天之日矛である。

仲哀天皇（足仲彦天皇）の皇后である神功皇后（氣長名足姫尊）の系譜は、開化記によれば、開化天皇の玄孫息長宿禰王を父とし、応神記によれば新羅王子天之日矛（垂仁紀三年三月条には、「天日槍」とある）の五代の孫葛城之高額比売命を母としている。応神記に、

又、昔、新羅の国王の子有り。名は、天之日矛と謂ふ。是の人、参り渡り来たり。参り渡り来たる所以は、新羅国に一つ沼有り。名は、阿具奴摩と謂ふ。此の沼の辺に、一の賤しき女、昼寝せり。是に、日の耀、虹の如く、其の陰上を指しき。亦、一の賤しき夫有り。其の状を異しと思ひて、恒に其の女人が行を伺ひき。

故、是の女人、其の昼寝せし時より、妊身みて、赤き玉を生みき。爾くして、其の伺へる賤しき夫、其の玉を乞ひ取りて、恒に裏みて腰に著けたり。此の人、田を山谷の間に営れり。故、耕人等の飲食を、一つの牛に負せて、山谷の中に入るに、其の国王の子、天之日矛に遇逢ひき。爾くして、其の人を問ひて曰はく、「何ぞ汝が飲食を牛に負せて山谷に入る。汝、必ず是の牛を殺して食まむ」といひて、即ち其の人を捕へ、獄囚に入れむとしき。其の人が答へて曰ひしく、「吾、牛を殺さむとするに非ず。唯に田人の食を送らるのみぞ」といひき。然れども、猶赦さず。爾しくて、其の腰の玉を解きて、其国王の子に弊ひき。

故、其の賤しき夫を赦して、其の玉を將ち来て、床の辺に置くに、即ち美麗しき嬢子と化りき。仍ち婚ひて、嫡妻と為き。爾くして、其の嬢子、常に種々の珍味を設けて、恒に其の夫に食ましめき。故、其の国王の子、心奢りて妻を嘗るに、其の女人が言はく、「凡そ、吾は、汝が妻と為るべき女に非ず。吾が祖の国に行かむ」といひて、即ち窃かに小船に乗りて、逃遁け度り来て、難波に留りき（此は、難波の

ひめそやのちり、いま、あかひめのみかみ、比佐佐尊に坐して、阿加流比売命と謂ふぞ。

是に、天之日矛、其の妻の遁げしことを聞きて、乃ち追ひ渡り来て、難波に到らむとせし間に、其の波の神、塞ぎて入れず。故、更に還りて、多遲摩国に泊てき。即の其の国に留まりて、多遲摩の俣尾が女、名は前津見を娶りて、生みし子は、多遲摩母呂須玖。此が子は、多遲摩斐泥。此が子は、多遲摩比那良岐。此が子は、多遲摩毛理。次に、多遲摩比多詞。次に、清日子（三柱）。此の清日子、当摩の咩斐を娶りて、生みし子は、酢鹿之諸男。次に、妹管竈由良度美。故、上に云へる多遲摩比多詞、其の姪、由良度美を娶りて、生みし子は、葛城之高額比売命（此は、息長宿禰比売命の御祖ぞ）。故、其の天之日矛の持渡り来し物は、玉津至と云ひて、珠一貫、又、浪振るひれ、浪切るひれ、風振るひれ、風切るひれ、又、奥津鏡、辺津鏡、并せて八種ぞ（此は、伊豆志の八前の大種ぞ）。

とあるのは、「応神天皇よりずっと前の話だが、神功皇后が、かつて渡来した新羅の王子の子孫であることを述べ、皇后と朝鮮とのかかわりの必然と、朝鮮が天皇の世界に含まれる所以を確認するために、ここに載せられた」ものである。ちなみに、応神紀十六年八月条には、

八月に、平群木菟宿禰・的戸田宿禰を加羅に遣す。仍りて精兵を授け、詔して曰はく、「襲津彦、久しく還す。必ず新羅の拒くに由りて滞れこるならむ。汝等、急く往りて新羅を撃ち、其の道路を披け」とのたまふ。是に木菟宿禰等、精兵を進めて、新羅の境に莅む。新羅王愕ちて其の罪に服しぬ。乃ち弓月の人夫を率て、襲津彦と共に来れり。

とあって、母神功皇后と子応神天皇の二代にわたって新羅征討記事があることに留意したい。

『古事記』中巻、仲哀天皇の皇后神功の事蹟として、

故、備さに教へ覚ししが如く、軍を整へ船を双べて、度り幸しし時に、海原の魚、大き小きを問わず、悉く御船を負ひて渡りき。爾くして、順風、大きに起り、御船、浪に従ひき。故、其の御船の波瀾、新羅之國に押し騰りて、既に半國に到りき。

是に、其の國王畏み惶りて奏して言ひしく、「今より以後、天皇の命の隨に、御馬甘と為て、年毎に船を双べて、船腹を乾さず、舵舵を乾さず、天地と共に、進むこと無く仕へ奉らむ」といひき。故、是を以て、新羅の國は、御馬甘と定め、百濟國は、渡の屯家と定めき。爾くして、其の御杖を以て、新羅の國主の門に衝き立てて、即ち墨江大神の荒御魂を以て、國守の神と為て、祭り鎮めて、還り渡りき。

とあつて、神の教えに従つて出航した時、大小の魚と順風とによつて船は一氣に新羅國の中央に運ばれ、戦わずしてその國を占有することができたのである。また、『播磨國風土記』賀古郡条の、

印南の浦……一家云へらく、印南と号くる所以は、穴門の豊浦の宮に、御宇、しめしし天皇、皇后と俱に、筑紫の久麻曾の國を平けむと欲して、下り行でましし時に、御舟、印南の浦に宿りたまふ。この時、滄海いと平ぎ、風波和静けかりき。故、名づけて入浪と曰ふ。

という伝承は、「一五」の航路平安祈願の地として、二重写しに回想されていたのではないか。印南國原の明石港は、筑紫方面から帰つてくると、「大和島が視野に入る最終段階の停泊地」とされた（3・一五五）が、それはまた、大和から西の筑紫・朝鮮方面へ往く場合に、大和島根をかへり見ることで見納めの最終地点であつたということにもなる。中大兄は、新羅遠征に當つて、かつての神功皇后の新羅親征の伝承を、そのゆかり深い播磨の印南の浦で、強く回想したのであり、あるいは、神

事を催行したのかもしれない。

神功皇后は新羅親征時に、応神天皇を懐妊中であつた。偶然にしても、この度の齊明天皇の西征の同行者の中に、齊明の孫、中大兄の娘、大田皇女が懐妊中であり、難波出航後三日目（八日）に大田海で大田皇女を産出している。

齊明紀七年春正月の西征の日程は、

壬寅（六日） 難波津出航

（癸卯（七日） 印南の浦停泊）

甲辰（八日） 大田海で大田皇女、大田皇女を産む。

庚戌（十四日） 伊予の熟田津の石湯行宮に泊つ。

となつている。なぜ、伊予の石湯行宮に寄り道をしたのかについては、『播磨國風土記』の大和三山相關の調停役として登場した「出雲の國の阿菩の大神」について考えてみよう。

『新編日本古典文学全集・風土記』（校注・訳 植垣節也 平10・6）の「出雲の國の阿菩の大神」の頭注に、

（一）伊予の國から飭磨の郡英保の里に移住した一族が奉じた神と推定する。底本に「出雲國」とあるが、出雲にアポの地名は確認できず、英保の里の条には「伊予の國英保の村人、到り来て此処に居む」とある。この伝承は、揖保の郡上岡の里の伝承として移される際に本文が乱れた（前項参照）し、上岡の里の「上」（ミ甲類）と神阜の「神」（ミ乙類）と混乱があり、また出雲から上岡の里まで船で来たという不自然さを残した。播磨は伊予との関連が深く、伊予都比古ひここの神（↓九九ページ注一七）や伊予來自部めべ小楯（↓一一二注四）などがある。「出雲」は風土記編時の造作か。一一大和三山。『伊予國』逸文「天山」（↓五一二注）に、天の加具山と二つに分かれて天から降つた山の話があり、伊予と大和三山との関連を示

す。

三伊予来目部の小楯は播磨の国司で山部への連の祖である（『頭宗紀』）。山部は山守部を管掌し山林を管理する。山と山の争いを諫止する話に登場するのに最もふさわしい一族で、この話の伝承者であろう。

とあって、「出雲」ではなく、「伊予」であつたとすれば、斉明の一行が伊予に寄つたことが納得できる。

また、『伊豫国風土記』逸文の中、「湯の郡」（石湯）に、仲哀天皇と皇后（神功）・舒明天皇と皇后（皇極・斉明）が行幸されたと伝えており、

岡本の天皇 と皇后との二軀を以ちて一度とす。時に大殿戸に楯と臣の木とあり。その木に鶇 と此米との鳥、集き止まれり。天皇この鳥が為に枝に稲穂どもを繋ぎて養ひ賜ふ。後の岡本の天皇と近江の大津の宮に 御宇 ひと天皇、また浄御原の宮に御宇ひと天皇の三軀を以ちて一度とす。これを幸行五度と謂ふ。

とあって、「後岡本宮天皇（斉明）の御歌」として

美积多頭尔 汝三美礼婆（云々）

とあって、『万葉集』巻第一の八番歌（傍線は川上）

額田王の歌

額田津に船乗りせむと月待てば潮もかなひぬ今は漕ぎ出でな

（1・18）

右は、山上憶良大夫の類聚歌林を検ふるに曰はく「飛鳥岡本宮に天の下知らしめしし天皇の元年己丑、九年丁酉の十二月己巳の

朔の壬午、天皇太后、伊予の湯の宮に幸す。後岡本宮に天の下知しめしし天皇の七年辛酉の春正月丁酉の朔の壬寅、御船西征して始めて海路に就く。庚戌、御船、伊予の額田津の石湯の行宮に泊つ。天皇、昔日より猶ほ存れる物を御覽し、当時忽ち感愛の情を起す。所以に歌詠を製りて哀傷したまふ」といへり。すなはちこの歌は天皇の御製なり。ただ、額田王の歌は別に四首あり。

とあり、この左注の中、傍線部によれば、逸文の歌が斉明の歌である可能性が高い。夫舒明天皇と共にすごした曾遊の湯宮で、子・孫・曾孫等とすごすことと感愛と哀傷の心を歌つたものと思われる。

なおまた、逸文に、

「橘之 嶋尔之居者 河遠 不曝縫之 吾下衣」この歌、伊予の国の風土記が如きは、息長足日女の命の御歌なりとそ

と、息長足日女命（神功皇后）の歌という一首があるが、仙覚『万葉集註釈』巻第五（7・1315）は、「橘島者、伊予国、宇摩郡ニアリ」としている。

さらに、

伊予の郡。

郡家 ゆ東北のかたに天山あり。天山と名くる由は倭に天の加具山あり。天ゆ天降たりし時二に分かれて、片端は倭の国に天降りき。片端はこの土に天降りき。因りて天山と謂ふ、本なり。その御影は敬礼ひて久米らが奉れるとそ。

という「天山・天香具山」伝承の故地でもあるという背景を、この「中大兄の三山歌」の成立および享受にとつて重要な要素であつたであろうことを指摘して、雑駁な考察を擲筆するが、大方の御教示を乞う

次第である。

注1 「長歌反歌をあはせて、まことの底の御慮を推量りたてまつるに、そのかみ御弟大海人皇子の、天武天皇皇子に坐ましける時はやくより竊に婚しておはしませる額田姫王を、御兄として又竊にめしたまへるによりて、よませ給へる御歌なり」(伴信友「三山考論」(「長等の山風」附録四。『伴信友全集第四』所収。)とある。

注2 伊藤博『万葉集全注 卷第一』(昭58・9)、同『萬葉集釋注1』(平7・11)

注3 大和における水争いの例は、『日本書紀』(上卷 雷の意を得て、生ましめし子の強き力ある縁第三)に、

然うして後に其の童子優婆塞うばそくに作り、なほ元興寺に住む。其の寺に田を作り水を引く。諸の王等妨まげげて水を入れたまはず。田焼くる時に、優婆塞言はく「吾れ田に水を引かむ」といふ。衆の僧しゆ聴す。故に十余人して荷つべき鋤柄あきがらを作り、すなはち持つ。優婆塞彼の鋤柄あきがらを持ちて杖に撞つきて往き、水門の口に立てて居る。諸の王等鋤柄あきがらを引き棄てたまひて、水門の口を塞ふぎて寺の田に入れたまはず。優婆塞また百余人して引く石を取り、水門を塞ふぎ、寺の田に入る。王等優婆塞の力を恐りて終に犯したまはず。故に寺の田か渴かれずして能く得たり。故に寺の衆の僧しゆ聴して得度出家せしめ、名けて道湯法師だうとうほふしと号ふ。後の世の人伝へて「元興寺の道湯法師強き力多有り」と謂ふは是れなり。

とある「元興寺」は、飛鳥の本元興寺(法興寺・飛鳥寺)とすれば、大和三山の間を流れる飛鳥川の水利をめぐる争いの一つとみることが出来る。

注4 仙覺『萬葉集註釋』卷第一(「仙覺全集」)に、

私云、播磨風土記云、出雲國阿菩大神、聞天和國歟火香山耳梨三山相闕一、此欲諫山上來之時、到於此處乃聞闕止、覆其乘之船而坐之。故號神阜。之形似覆。以之思之、カク山ト、ミ、ナシ山ト、アヒシトキ、タチテ、ミニコシ、イナ美クニハラ、トヨメルハ、此阿菩大神、播磨マテ來事ヲ云ヘルニヤ。伊奈美國ハラ、若、イナミクニハラトヨムヘキ歟。美ノ字、ミトヨメル事ハ、コモ與美コモチヲハシメトシテ、其例多之。神阜若印南邊歟。以風土記猶可了見之。

とある。

注5 天之日矛(天日槍)に関する「国占め」伝承は「播磨国風土記」に多出。

御方の里。土は下の土。御形と号くる所以は、葦原の志許乎の命、天の日槍の命と、黒土の志尔嵩に到りまし、各、黒葛、三条を以ちて、み足に着けて投げたまひき。尔時、葦原の志許乎の命の黒葛は、一条は但馬の氣多の郡に落ち、一条は夜夫の郡に落ち、一条はこの村に落におちき。故れ、三条と曰ふ。天の日槍の命の黒葛は、皆但馬の国に落ちき。故れ、但馬の伊都志の地を占めて在しき。一云へらく、大神、形見と為て、御杖をこの村に植てたまふ。故れ、御形と曰ふ。(宍末郡)

とあって、新羅からの外来神である天の日槍と先住の地祇葦原志許乎命との国占め争いはこの御方の里の伝承で、但馬国を支配することとなつたが、他にいくつもの国占め伝承があつて、それだけ天の日槍の残存勢力が播磨国内で衰えていかなかったことを語っている。攝保郡粒岡・宍末郡兼谷・伊奈加川・波加村・神前郡梗岡等。

注6 新編日本古典文学大系『日本書紀1』頭注。

注7 伊藤博『万葉集全注 卷第一』(昭58年9月)

注8 『日本書紀』卷第二十五 孝德天皇大化二年(六四六年) 春正月 条の改新の詔の其の二に、

凡そ畿内は、東は名壑の横河より以来、南は紀伊の兄山より以来、
凡、此には制と云ふ。

西は赤石の櫛淵より以来、北は近江の狭々波の合坂山より以来を
畿内国とす。

とあり、『萬葉集』卷第三の「柿本朝臣人麻呂の驛旅の歌八首」中に、

稲日野も行き過ぎかてに思へれば心恋しき加古の島見ゆ(三・二五三)

燈火の明石大門に入らむ日や漕ぎ別れなむ家のあたり見ゆ(三・二五四)

天離る鄙の長道ゆ恋ひ来れば明石の門より大和島見ゆ(三・二五五)

一本には「家のあたり見ゆ」といふ

とあって、「櫛淵」は、神戸市須磨区一ノ谷町から垂水区塩屋町に至る
海岸説と、神戸市西区を流れる明石川の奇淵説とがあるが、「明石大
門」・「明石の門」と歌われた明石海峡周辺を当てていたものと推定
されている。「海路では明石海峡が畿外と畿内とを分ける海坂(海の境
界)であった」・「家郷の大和のある陸地は、海上から見ると島に見
えたことも事実である。生駒・葛城の山々が海上に浮かぶ地勢(すな
わち「島」として映ずる)(西宮一民『萬葉集全注 卷第三』(昭59年
2月)地域であった。「稲日野(印南野)」は、兵庫県加古郡、加古川
市、明石市一带の平原(荒木良雄「稲日都麻・印南野考」『國語・國文』
第2巻4号、昭7年4月)。

注9

なお、『播磨国風土記』飭磨郡英保里条とその頭注を引いておく。
英保の里。土は中の上。右、英保と称ふは、伊予の国英保の村の
人、到り来て此処に居む。故れ、英保の村と号す。

三「和名抄」高山寺本に「安母」と訓む。アモはアボの転か。安相
の里に「英保村」とあった。一八伊予の国に英保の遺称地がみつか
らないので、敷田以下「伊賀」の誤りかとする。しかし揖保の郡上
岡の里の阿菩の大神の伝承をみれば、もとは伊予の国から船で渡つ
てきた神に関する英保の里の伝承であったのを、上岡の里に移し伝
えたと解すべき徴候がみられる。底本のままでよい。

注10 仙覺『萬葉集註釈』卷第三(三・三三二)に、

山部宿祢赤人至伊豫温泉作歌詞中

伊豫能高嶺乃射狹庭乃嵩尔立而。伊豫ノタカネノイサニハノヲカ
ト云ヘルコト、伊与國ノ風土記云。湯郡、天皇等、於湯幸行降坐五
度也。以大帶日子天皇、与二大后八坂入姫命、一軀爲二一度也、以二上
以帶中日子天皇、与二大后長足足姫命、二軀爲二一度也、以二上
宮聖德皇子爲二一度。及侍高麗惠慈僧葛城臣等也。立湯岡側碑文
、其立二碑文之處、謂伊社余波之岡也。所名伊社余波、由者、
當土諸人等其碑文欲見而、伊社那比來因謂伊社余波、本也云々。
以二岡本天皇、并皇后二軀爲二一度。于レ時於二大殿戸一有二
榎與臣木。於其木、集二止鷗与比米鳥。天皇爲二此鳥、枝繫
穗等、養賜也。以後岡本天皇、近江天津宮御宇天皇、淨御原宮御宇
天皇、三軀爲一度。此謂幸行五度也。臣木毛生繼家里、臣木可
レ尋レ之。

とある。

注11 仙覺『萬葉集註釈』卷第三(三・三三三)に、
反歌

百式紀乃大宮人之飽田津余船乘將爲年之不知久

ニキタツ、日本記第廿六卷ニハ、天皇七年春正月丁酉朔庚戌、御船泊ニ于伊豫熱田津石湯行宮（熱田津此云）。伊豫國風土記ニハ、後岡本天皇御歌曰、美積多頭余波弓子美礼婆云々。ニト、ミト、同韻相通ノ故ニ、ニキタツトモイヒ、ミキタツトモイフト、エラハレタリ。ミト、ニトハ、殊ニカヨハシテイハル、字トキコヘタリ。イハユル、ナミハヤノクニヲ、ナニハトイフ。ニラヲ、ミラトイヘリ。蟻ヲ、ミナトイフカコトシ。ソレニトリテ、此集ニニキタツノコトハラヨメル歌ニ、第一卷ニハ、熱田津余船乘世武登月待者トカケリ。熱田津、コレヲ、ニキタツト云コト、日本記ニミエタリ。又或ハ、和多豆トモカキ、或ハ柔田津トモカケルハ、ミナニキタツト和スヘキコトハリナレハ、イマノ點ニハ、ミナニキタツト和スル也

とある。

注12 仙覺『萬葉集註釈』卷第五（7・一三二五）に、

橘之島余之居者河遠不曝縫之五下衣

此歌、如伊豫國風土記者、息長足日女命御歌也。コノミ歌、コトニ御ナサケフカ、ルヘシ。タチハナノシマニシヲレハトハ、ハルカニ、ハナレキテ、物サヒシク、昔ノイロカヲシノフルニタトフ、カハトオミトハ、イキカヨフヘキトコロモナク、タノムヘキカタモノキニタトフ。サラサテヌヒシワカ下衣トハ、オモヒシ心モカハラテ、カタミノコロモヲ、キタマヘルコトヲアラハセリ。橘島者、伊豫國、宇摩郡ニアリ。

とある。